

広島県告示第三百五十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の三十第一項の規定によって、指定調査機関として次の者を指定した。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定調査機関の名称及び住所並びに調査事務を行う事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人広島県社会福祉協議会

2 住所

広島市南区比治山本町一二番二号

3 調査事務を行う事務所の所在地

広島市南区比治山本町一二番二号

二 指定年月日

平成二十一年四月一日

三 指定の有効期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで